

令和5年 第4回臨時会

# 浦 白 町 議 会 会 議 録

令和5年11月27日 開会

令和5年11月27日 閉会

浦 白 町 議 会

## 浦臼町議会第4回臨時会

令和5年11月27日（月曜日）

### ○議事日程

- |           |  |
|-----------|--|
| 1         | 会議録署名議員の指名                                       |
| 2         | 会期の決定  |
| 3 議案第41号  | 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について                    |
| 4 議案第42号  | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                        |
| 5 議案第43号  | 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 6 議案第44号  | 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）                            |
| 7 議案第45号  | 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                      |
| 8 議案第46号  | 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                     |
| 9 議案第47号  | 令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第2号）                         |
| 10 議案第48号 | 浦臼町特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 11 発議第5号  | 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について          |

### ○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	1番	砂場明君		2番	土屋慎一君
	3番	高田英利君		4番	野崎敬恭君
	5番	中川清美君		6番	静川広巳君

### ○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	川	畑	智	昭	君
副	町	長	石	原	正	伸	君
教	育	長	河	本	浩	昭	君
総	務	長	明	見	将	幸	君
住	民	長	中	田	帶	刀	君
住	民	幹	國	田	幹	夫	君
福	祉	長	齊	藤	淑	恵	君
産	業	長	馬	狩	範	一	君
建	設	長	上	嶋	俊	文	君
建	設	長	竹	田	圭	一	君
教育委員会事務局	長		横	井	正	樹	君

○出席事務局職員

局	長	國	田	朋	子	君
書	記	藤	澤	翔	太	郎

◎開会の宣言

○議 長（小松正年君）

本日の出席人員は8名全員でございます。定足数に達しております。  
ただいまから、令和5年第4回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議 長（小松正年君）

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、4番 野崎議員、5番 中川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議 長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 議案第41号

○議 長（小松正年君）

日程第3、議案第41号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の4ページをお開き願います。

議案第41号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与等に関する条例（昭和43年浦臼町条例第33号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月27日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和5年人事院勧告によって示されました民間企業の水  
準に準拠し、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を改正するものでございま  
す。内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので別冊参考資料の1ペ  
ージをお開き願います。

第1条による改正につきましては、条例第4条第2項で定めております12月に支  
給する期末手当の支給割合「100分の220」を「100分の230」に引き上げ  
る改正でございます。

2ページをお開き願います。

第2条による改正につきましては、条例第4条第2項で定めております6月に支給  
する期末手当の支給割合「100分の220」を「100分の225」に引き上げ、  
先ほど第1条で改正しました12月の支給割合「100分の230」を「100分の  
225」に引き下げる改正でございます。

議案書の5ページをお開き願います。

附則、本条例につきましては、交付の日から施行するものでございます。第2条の  
改正につきましては、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第41号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し  
上げます。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第41号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条  
例については原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第42号

○議 長（小松正年君）

日程第4、議案第42号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の6ページをお開き願います。

議案第42号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の給与に関する条例（昭和39年浦臼町条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月27日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和5年人事院勧告に準拠し給料月額及び手当等の改正をしようとするものでございます。

内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、別冊参考資料3ページをお開き願います。

はじめに第1条の改正でございます。条例第21条第2項につきましては、期末手当で支給する割合「100分の120」を「100分の125」に引き上げ、同条第3項にあります「100分の120」を「100分の125」に引き上げ、「100分の67.5」を「100分の70」に引き上げる改正でございます。条例第22条第2項につきましては、期末手当で支給いたします割合「100分の100」を「100分の105」に引き上げ、同項のただし書にあります「100分の47.5」を「100分の50」に引き上げるものでございます。

続きまして給料表の改正でございます。

議案書の8ページをお開き願います。

議案書8ページから10ページまでの別表第1 行政職給料表の改正につきましては初任給を1万1,000円程度引き上げ、若年層に重点を置き、改定率を逡減させる形で引き上げる改定となっており、所要の改正を行うものでございます。

続きまして11ページをお開き願います。

11ページから14ページの別表第2 医療職給料表の改正につきましても、行政職給料表と均衡を図るためそれらを基本に改正を行っているものでございます。

続きまして別冊参考資料の4ページをお開き願います。

第2条の改正でございます。条例第21条第2項につきましては、先ほど第1条の改正により引き上げました期末手当の支給割合「100分の125」を「100分の122.5」に引き下げ、同条第3項にあります「100分の125」を「100分の122.5」に引き下げ、「100分の70」を「100分の68.75」に引き下げる改正でございます。

続きまして条例第22条第2項につきましては先ほど第1条で改正いたしました勤勉手当の支給割合「100分の105」を「100分の102.5」に引き下げ、

同項ただし書の中にあります「100分の50」を「100分の48.75」に引き下げる改正でございます。

議案書の7ページをお開き願います。

附則第1条では施行期日を定めており、本条例は公布の日から施行し、第2条の規定につきましては令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。第2項につきましては、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和5年4月1日から適用するものでございます。第2条につきましては、第1条の改正前に支給された給与は改正後の給与の内払いと見なす規定でございます。第3条につきましては、規則への委任を定めているものでございます。

以上が、議案第42号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第42号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第43号

○議 長（小松正年君）

日程第5、議案第43号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の15ページをお開き願います。

議案第43号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年浦臼町条例第18号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月27日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和5年人事院勧告に準拠し、手当等の改正をしようとするものでございます。

内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の5ページをお開き願います。

はじめに第1条の改正でございます。条例第8条第1項第2号につきましては期末手当で支給する「100分の120」を「100分の125」に引き上げるものでございます。

次のページをお開き願います。

第2条の改正でございます。先ほど第1条で改正をしました期末手当「100分の125」を「100分の122.5」に引き下げるものでございます。

議案書の16ページをお開き願います。

附則、この条例は公布の日から施行するものでございます。第2条の規定につきましては令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第43号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第43号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第44号

○議長（小松正年君）

日程第6、議案第44号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案第44号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,070万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億710万2,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきましては、まず歳出よりご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

2款総務費、1項9目地方創生事業費、補正額1,974万3,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担軽減を図るため住民税均等割非課税世帯等に対しまして1世帯あたり7万円を給付する事業でございます。対象は275世帯で事業費は1,925万円を計上するものでございます。1節報酬から11節役務費につきましては、当事業の執行に関わる事務費でございます。なお、当事業は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の交付対象事業として実施計画への搭載を予定しておりますが、財源となる交付金につきましては国による実施計画の承認後に補正対応することとし、当補正予算につきましては一般財源による予算計上とさせていただきます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額11万6,000円の追加でございます。27節繰出金におきまして令和5年人事院勧告による公務員の給与改定に関する取扱いにつきましては、浦臼町国民健康保険特別会計に繰出をするものでございます。

3項2目後期高齢者医療費、補正額5万4,000円の追加でございます。27節繰出金におきまして先ほど説明の浦臼町国民健康保険特別会計の繰出と同様に、地方公務員の給与改定に関する取扱いについて対処するため浦臼町後期高齢者医療特別会計に繰出をするものでございます。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額79万2,000円の追加でございます。10節需用費におきまして農産物処理加工施設の透過バルブ等の機器交換費用を計上するものでございます。

歳出合計2,070万5,000円の追加でございます。以上が歳出についての説明でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額2,070万5,000円の追加でございます。財源調整に伴いまして計上するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の2,070万5,000円の追加となっております。

以上が、議案第44号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）の内容でございます。ご審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第44号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第45号

○議長（小松正年君）

日程第7、議案第45号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

議案第45号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,861万6,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出よりご説明をいたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正につきましては人事院勧告に伴い、職員の人件費を追加するものでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額5万7,000円の追加で  
ございます。4款保健医療費、1項1目特定健診事業費、5万9,000円の追加で  
ございます。

歳出合計、11万6,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開き願います。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、11万6,000円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ11万6,000円の追加でございます。

以上が、議案第45号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の  
説明でございます。ご審議いただき、議決を賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議 長(小松正年君)

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長(小松正年君)

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長(小松正年君)

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第45号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第46号

○議 長(小松正年君)

日程第8、議案第46号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

議案第46号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,635万4,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出よりご説明をいたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正につきましては人事院勧告に伴い、職員の人件費を追加するものでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、5万4,000円の追加でございます。

歳出合計5万4,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開き願います。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、5万4,000円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ5万4,000円の追加でございます。

以上が、議案第46号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。

ご審議いただき、議決を賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受付けます。質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川議員）

給与の支払いの関係なのですが、先ほどの国保の補正予算のときにでた部分はおそらく空知中部広域連合に支出する部分での労賃計算かなと思ってはいたのですが、その辺間違えていなければいいのですが。後期の場合も、私は空知中部広域連合だと考えていたのですが、これは私の勘違いなののでしょうか。これはどこに支出する部分なのですか。

○議長（小松正年君）

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

ただいまの質問についてお答えいたします。国保も後期も、こちらは浦臼町の職員で、国保・後期をそれぞれ担当している職員に対しての給料ですので、町職員への支

給ということになっております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

静川議員。

○6番（静川議員）

浦臼町の職員だけど、派遣職員ではないということですか。

○議長（小松正年君）

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

派遣されている職員ではなく、住民課の職員となっております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第46号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第47号

○議長（小松正年君）

日程第9、議案第47号 令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案第47号を説明いたします。

令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第2号）をご覧ください。

今回の補正予算（第2号）の概要をまず説明させていただきますが、令和5年度人事院勧告に基づきます給与等の改正に伴い、下水道事業会計に貼り付いております職員給、手当、あわせて18万3,000円を増額するほか、下水道使用料金の収納方法について、西空知広域水道企業団が展開しております上水道事業と連動し、コンビ

二等でも収納可能とするためのシステム改修費としまして57万6,000円を増額するもので、その増額分を捻出するため、既に事業を完了しておりますマンホールポンプ所ポンプメカシール交換工事の執行残から72万6,000円を減額、さらに不足する分につきましては下水道使用料収入の収入3万6,000円の増加を見込み、収支の均衡を図ろうとするものでございます。

それでは1ページをお開きください。

議案第47号 令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条 令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、下水道事業収益、既決予算額1億2,545万7,000円に3万6,000円を増額し1億2,549万3,000円とするもので、内訳としまして第1項、営業収益に3万6,000円を増額し、1,933万6,000円とするものでございます。

次に支出でございますが、第1款下水道事業費用、既決予算額8,389万円に3万6,000円を増額し8,392万6,000円とするもので、内訳としまして、第1項営業費用に3万6,000円を増額し7,931万4,000円とするものでございます。

令和5年11月27日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

補正内容の詳細を説明いたしますが、説明につきましては別添の令和5年度下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画説明書にて詳細説明いたしますので、実施計画書の1ページをお開きください。

令和5年度浦臼町下水道事業会計予算実施計画説明書。

収益的収入及び支出の、収入でございます。

下水道事業収益、営業収益、下水道使用料、補正前1,930万円に3万6,000円の増加を見込み、補正後1,933万6,000円とし、下水道事業収益、補正後総額1億2,549万3,000円とするものでございます。

2ページ目をお開きください。

収益的収入及び支出の、支出でございます。

下水道事業費用、営業費用、総係費、補正前2,651万1,000円に3万6,000円を追加し、補正後2,654万7,000円とし、下水道事業費用、補正後総額8,392万6,000円とするものでございます。内訳としまして、人事院勧告に伴います改正分としまして、給料10万1,000円、手当6万2,000円、賞与引当金2万円を増額するものでございます。また、委託料におきましてコンビニ収納化に伴います下水道料金システム改修業務委託料として57万6,000円を追加計上するとともに、修繕費におきまして、事業完了に伴います執行残72万6,0

00円を減額するものでございます。3ページ及び4ページの資本的収入及び支出につきましては今回増減がございません。また、補正予算書の3ページ以降につきましては、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、予定損益計算書を添付してございますのでご高覧いただきたいと思います。

以上が、議案第47号 令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第2号）の内容説明でございます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。収入支出一括して質疑を受付けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第47号 令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第48号

○議 長（小松正年君）

日程第10、議案第48号 浦臼町特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案書17ページをお開きください。

議案第48号 浦臼町特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年浦臼町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月27日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、このたび地域優良賃貸住宅、ひばり団地のC棟1棟4戸

の建設に伴いまして、条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表にて説明しますので、別冊参考資料7ページをお開きください。

まず新旧対照表の別表第1でございます。別表第1につきましては条例の第3条に基づきまして、名称、所在地、構造、戸数等に関するものの表記でございます。改正後の表の一番下に今回建設した住宅を新規に追加いたしました。

続きまして8ページをお開きください。

別表第2でございます。別表第2につきましては、条例第11条に基づき家賃を定めるものでございまして、改正後の表の一番下に追加しておりますが、「ひばり団地、3LDK、80.13㎡、家賃月額60,000円」と定めるものでございます。

次に、別表第3につきましては、条例第30条に基づきまして駐車場使用料を定めるものでございます。改正後の表の一番下に追加しており、「区画数8、月額使用料1区画あたり1,000円」と定めるものでございます。

議案書19ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第48号 浦臼町特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第48号 浦臼町特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第5号

○議 長（小松正年君）

日程第11、発議第5号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、発議第5号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和5年第4回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時40分